

計画段階環境配慮書に対する市長意見の提出状況

((仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書)

1 木更津市長意見

意見あり (別紙 1 参照)

2 市原市長意見

意見あり (別紙 2 参照)

3 袖ヶ浦市長意見

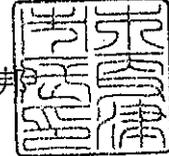
意見あり (別紙 3 参照)

木環管第 779号

平成27年7月8日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

木更津市長 渡辺 芳邦



(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る計画段階
環境配慮書に対する意見について (回答)

平成27年6月16日付け環第216号で照会のありましたこのこ
とについて、別紙のとおり提出いたします。

連絡先

木更津市環境部環境管理課 計画・保全担当

電話 : 0438-36-1432

FAX : 0438-30-7322

メール : kankyou@city.kisaradu.lg.jp

(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する木更津市意見

1 全般

- ・事業実施想定区域周辺の地域は、同種の事業場が集中していること、前面海域が良好な漁場になっていることなどの地域特性を考慮し、指針で示された標準的な手法等に止まらず、必要に応じさらにきめ細かい手法を採用する等、丁寧に調査、予測した上で環境影響評価を行うこと。
- ・施設の規模に応じた環境への影響について検討を加え、その結果を方法書以降に記載すること。

2 大気関係

- ・事業実施想定区域周辺は、一部の大気汚染物質が環境基準を超過していることに加え、毎年光化学スモッグ注意報が発令される状況にあることから、既存の発生源との複合的な影響、短期的高濃度時の予測、評価を行うとともに、可能な限り環境への影響を低減させる対策を実施すること。
- ・当該事業の実施に伴う建設中及び稼働後の大型車の交通量の増加の影響を、方法書以降の手続において適切に予測、評価すること。

3 騒音、振動関係

- ・当該事業の実施に伴う建設中及び稼働後の大型車の交通量の増加の影響を、方法書以降の手続において適切に予測、評価すること。

4 動植物関係

- ・当該事業の実施に伴い、事業実施想定区域の周辺海域への温排水の影響が懸念されることから、事業計画の確定に当たっては、可能な限り影響が小さくなる方法を採用した上で、合理的かつ丁寧に予測、評価を実施すること。
- ・温排水による環境への影響を判断する際に、温度上昇の影響及び影響範囲の設定に係る合理的な根拠について、方法書以降に記載すること。

5 地球温暖化対策

- ・当該事業の実施により、事業実施想定区域における温室効果ガスの新たな発生源が生じることとなることに加え、石炭火力発電が他の発電方法と比較して単位発電量あたりの二酸化炭素発生量が大きいことから、事業の実施に当たっては、現在利用可能な技術を出来る限り採用すること等により温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、将来において、利用可能となった温室効果ガス低減技術の導入を検討すること。

6 その他

- ・事業実施想定区域の周辺海域では海苔養殖、養貝等の漁業が営まれているが、すでに立地、稼動している事業場からの温排水の影響を現在も受けており、当該計画の実施に伴い、さらに海水温が上昇することによる漁業への影響が懸念されていることから、方法書以降の手続きにおいて、当該計画に係る温排水の影響が漁場に及ばないことを明確にすること。



市環管第 799 号

平成 27 年 7 月 8 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

市原市長 小 出 讓 治



(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書
に対する意見について (回答)

平成 27 年 6 月 16 日付け環第 216 号にて照会のありました件について、別紙のとおり回答します。



(別紙)

(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書
に対する意見について

市 原 市

当該事業は、本市に隣接する袖ヶ浦市内に石炭を原動力とする約 100 万 kw
の火力発電設備を 2 基設置する計画となっています。

当該施設の稼働に伴う環境への影響が懸念されることから、今後の事業計画
の検討にあたっては、最大限の環境配慮を要望するとともに、下記のとおり意
見を申し述べます。



記

1 大気環境について

施設の稼働に伴い排出される排ガスについて、高効率の排煙脱硫装置、排
煙脱硝装置及び集じん装置を設置すること、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮
遊粒子状物質の最大着地濃度は複数案のいずれもバックグラウンド濃度に比
べて寄与率が小さいこと、また、各物質の将来予測環境濃度は各環境基準の
年平均相当値に適合していることから、大気質に及ぼす影響は少ないという
評価結果となっている。

しかしながら、当該事業実施想定区域周辺における現時点での大気質の状況
については、法令による規制に加え、企業の事業活動に伴う環境負荷低減のこ
れまでの取り組みにより改善されてきた経緯があるところである。

したがって、今回計画される発電所の稼働に伴い、地域におけるばい煙の
排出量が増加すること、また、関連して、微小粒子状物質及び光化学オキシ
ダントについては、環境基準の達成率が非常に低い状況であることも踏まえ
ていただき、地域における環境負荷を低減させるため、今後の具体的な事業
計画の策定にあたっては、ばい煙の排出量を可能な限り減少させる取り組
みを検討していただきたい。

また、予測対象物質の地上濃度の予測結果が示されているが、季節や風速、風向等によっては異なる結果が考えられることから、今後の環境影響評価を慎重に行なっていただきたい。

2 水環境及び動植物について

温排水によって重大な影響を受ける可能性が考えられる周辺海域に生息する動植物について、鉛直方向のみの予測により、温排水 3°C 以上上昇域は海表面に出現しないこと等の理由から、重大な影響は回避・低減されているという評価結果となっている。

しかしながら、 3°C 未満の水温の変化であっても、水域の環境によっては動植物への影響が懸念される。そこで、今後の環境影響評価において、周辺海域の透明度や潮流等についても調査した上で、鉛直及び水平方向について海水温の分布を予測し、海水温の上昇による水環境及び動植物への影響を慎重に検討していただきたい。

3 温室効果ガスについて

発電用燃料として、今後バイオマス混燃を検討するとしている点について、二酸化炭素排出抑制対策として評価できる。今後の具体的な事業計画の中で、安全性はもとより、将来のエネルギー状況の変化等も想定した上で、二酸化炭素排出抑制に繋がる適切な施設・設備を検討していただきたい。

また、施設の稼働により発生する二酸化炭素については、熱効率等において実績のある最高技術レベルの設備を導入することにより、二酸化炭素の排出を抑制することが可能であると考えられることから、計画段階配慮事項として選定しないとしているが、当該施設の稼働に伴う二酸化炭素の排出量の予測及び前述のバイオマス混燃等による二酸化炭素排出抑制対策の評価を行うためにも、今後の環境影響評価において二酸化炭素を項目に加えていただきたい。

以上



袖 環 第 1 0 0 3 号
平成 2 7 年 7 月 1 0 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

袖ヶ浦市長 出口



(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画 計画段階
環境配慮書に対する市長意見について (回答)

本市の環境行政につきましては、日頃からご指導ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、平成 2 7 年 6 月 1 6 日付け、環第 2 1 6 号で依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

当該事業は、袖ヶ浦市中袖に石炭を燃料とする合計出力 2 0 0 万 kW の火力発電所を新たに建設する計画となっている。今回提出された計画段階環境配慮書では、現行の各種基準と照査し、重大な影響は回避・低減されると評価されているが、当該施設は大規模工場が多く存在する石油コンビナート地域に設置され、規模も大きく、最新のコンバインドサイクル天然ガス火力発電に比べ、ばい煙等の排出量が多いことから、より慎重に検討がなされるべきである。

提出された計画段階環境配慮書では、大気環境について、環境汚染物質の着地濃度が極めて小さく影響は少ないとしているが、現在市内の大気環境においては、光化学オキシダントや微小粒子状物質については環境基準を達成しておらず、多量のばい煙等の排出により、これら大気汚染物質生成への寄与が危惧される。また、有害大気汚染物質である水銀等による健康影響、さらには多量の二酸化炭素排出による地球温暖化への影響も懸念されるなど、一層の配慮が必要である。

また、温排水については、すでに閉鎖性水域である東京湾へ多量に排出されていることから、新たな施設の稼働により、水生生物の生育環境のみならず水質や生態系への影響も懸念されるところである。

そこで、当該事業者が今後行う環境影響評価においては、次の点について慎重かつ十分に検討されるよう強く要望する。

- 1 ばい煙について、燃料の燃焼からばい煙処理・排出に至る計画を具体的に明示すること。また、微小粒子状物質への影響を考慮し、更に高効率の発電技術等の導入についても検討することとし、可能な限りばい煙量の削減を図ること。
- 2 使用する石炭の性状を明らかにし、石炭燃焼に伴い排出が想定され、環境への影響が懸念される水銀をはじめとする未規制有害物質についても、排出諸元を明示するとともに、環境影響を適切に評価し、必要に応じ削減対策を講じること。
- 3 石炭粉じんについて、屋内貯炭までに至る経路を明確にし、その際の飛散防止対策及び強風時の飛散の可能性について予測、評価すること。
また、一部利用する既存の屋外貯炭場についても、現状の調査及び評価をすること。
- 4 温排水について、取放水口の位置や形状、海底地形、潮流等、具体的な諸元を明示し、慎重に調査、予測を行い、拡散範囲を平面図及び立面図で示す等、結果をわかりやすく示し評価すること。
- 5 騒音について、建設予定地から住宅地まで最短で約1 kmであることから、騒音の発生する機器については屋内設置を基本とし、住宅地側には極力設置しないよう計画することとし、また、導入する機器は、より低騒音のものを優先的に選択すること。
- 6 ばい煙や温排水に加え、地球温暖化の原因となる二酸化炭素についても、環境影響のさらなる低減を図るため、最新の技術や新たに得られる知見について、随時検討評価の対象とし、石炭火力発電所における先進的な役割を果たすよう努めること。
また、二酸化炭素の減少に寄与するよう、敷地内には緑地を十分に確保するよう計画すること。